

行政評価推進方針

1 はじめに

これまで本市では、厳しい財政状況の改善を目指し新高知市財政再建推進プラン（平成 21～25 年度）に基づき様々な取組を進めており、その成果として一定の財政状況の改善が図られてきました。しかしながら本市を取り巻く社会環境は、人口減少や少子高齢化の進行による社会構造の変化など、先行きが不透明な社会状況となっております。

こうした社会状況の変化や国の地方分権改革の推進などに伴い、本市の果すべき役割と責任は、ますます大きくなってきており、将来にわたり安定した行財政運営を図っていくためには、本当に必要とされる行政サービスを見極め、選択と重点化などを図っていく必要があります。そのためには、本市の掲げる政策・施策や、これまで取り組んできた事務事業について、客観的に検証できる仕組みづくりが必要になります。

本市では、この仕組みづくりの第一歩として、平成 21 年度から事務事業評価を導入してきました。

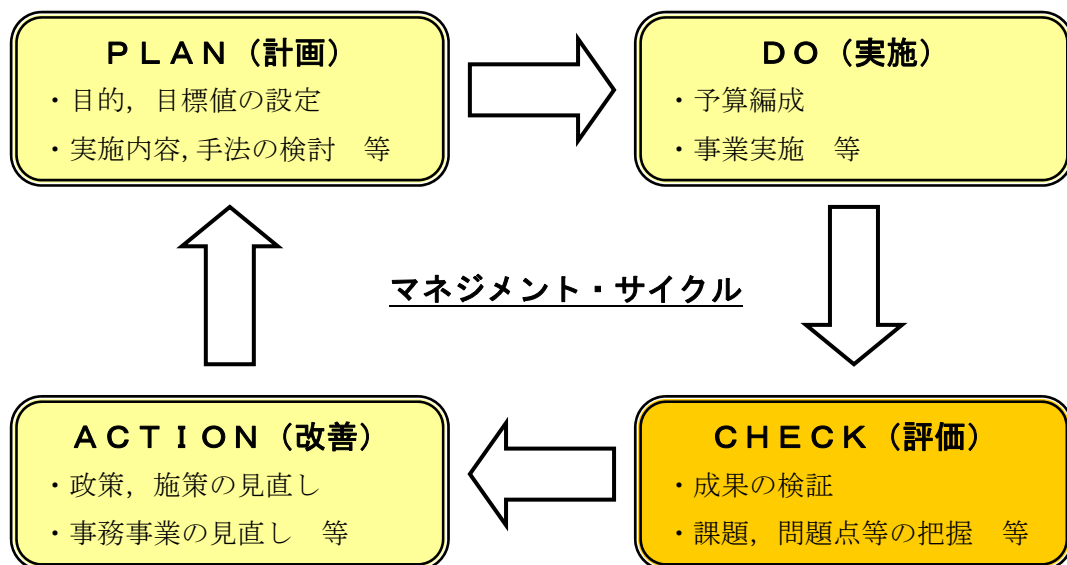
平成 23 年度には、自主・自立に基づく真に豊かな市民生活の創造と持続的な発展をめざして、新たな総合計画「2011 高知市総合計画」を策定し、この総合計画の基本計画に基づき、3 か年の具体的取組として、計画的な行財政運営の基本的な方向性と枠組みを示す計画「第 1 次実施計画」を策定しました。

平成 25 年度からは、従来の事務事業評価に加えて、高知市総合計画・実施計画の実効性をより高めていくため、政策・施策評価を実施することとしました。

これらの行政評価を通して、本市の行財政について、行政としての説明責任を果たしつつ、これまで築き上げてきた市民と行政のパートナーシップの強化と適切な役割分担について、改めて確認をするとともに、効果的・効率的で持続可能な行財政運営の実現を図ってまいります。

2 行政評価とは

行政評価とは、目標管理の手法を行政経営に生かすための仕組みのことで、行政が行う政策・施策や事務事業について、その目的や目標に対して取り組んだ結果や効果等を分析し、客観的な検証を行うことをいいます。こうした評価を的確に行うことにより、PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（改善）というマネジメント・サイクルの実効性を高めていくことにつながります。



3 行政評価の目的

2011 高知市総合計画を着実に推進していくために、総合計画の施策体系に基づいた行政評価を実施することにより、より実効性のある施策展開への見直し・改善を図るとともに、本市の行政活動の取組について達成状況を公開することにより、行政の説明責任を果たし、効率的で質の高い行政の実現を目指します。あわせて職員の意識改革と政策形成能力の向上を図り、市民満足度の高い行政運営を実現することを目的とします。

4 行政評価の手法

(1) 行政評価の種類

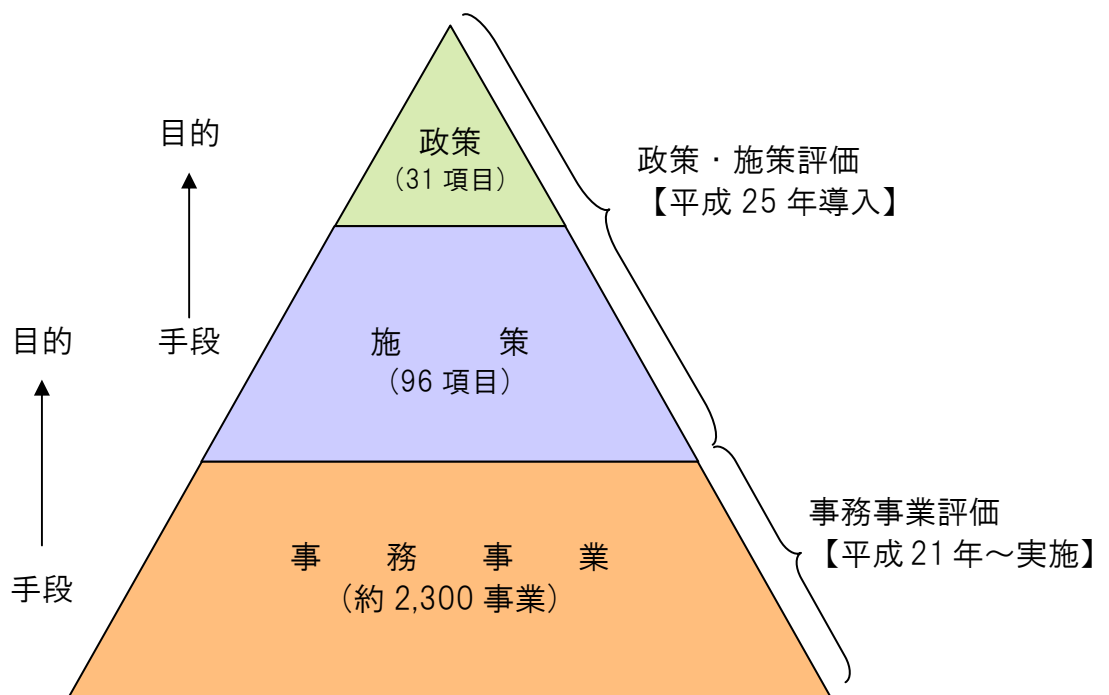
① 政策・施策評価

2011 高知市総合計画では、将来の都市像を定め、その都市像を実現するために施策の大綱を掲げ、さらに、その大綱に基づいた政策・施策を体系的に示しています。

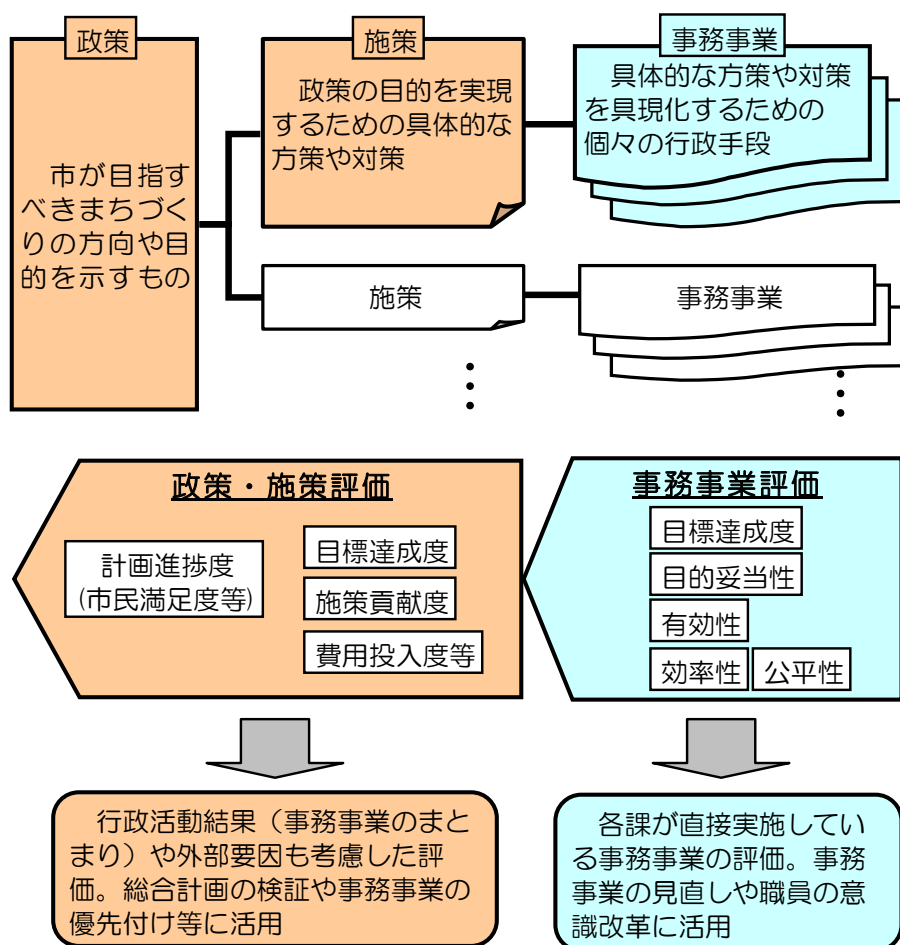
政策・施策評価とは、こうした総合計画の政策・施策について、その目的や目標に対して取り組んだ成果や効果等を分析し、客観的な検証を行なうための制度です。

② 事務事業評価

事務事業とは、政策・施策を具体的に実現するための行政活動の基本単位です。現在、本市では約 2,300 の事務事業が存在しており、これらについて具体的な目標を掲げ、その目標の達成状況などを評価するものです。



※ 2011 高知市総合計画の施策体系



(2) これまでの取組と課題

本市では、平成 16 年度に全職員が事務事業の抜本的な見直しに取り組み、全ての事務事業について台帳を作成し、その目的を再確認・評価するとともに、ゼロベースからの再構築を行い、事業の簡素化・効率化を図ってきました。

平成 21 年度からは、まず事務事業評価を導入し、事務事業の分析・評価を行い、事業の見直しを図るとともに、市民に対する分かりやすい情報開示に取り組んできました。

これまでの取組で行政評価システムの一端は構築してきました。しかしながら、総合計画・実施計画の実効性を高める仕組みづくりや市民満足度等を反映させる仕組みとしては十分ではありませんでした。

今後、効率的で市民満足度の高い行政サービスを提供していくためには、総合計画・実施計画で示された施策体系に沿って取組の検証を行い、課題等を解決していく新たな行政運営の仕組みを構築することが必要です。

(3) 今後の取組

総合計画の実効性を確保するため、P D C Aのサイクルにもとづいた政策・施策評価を導入し、新たな行政運営のしくみを構築し、継続的な管理運営を行います。具体的には平成 25 年度に政策・施策評価を導入し、高知市総合計画の「政策⇒施策⇒事務事業」という施策体系の中の、「政策・施策」の成果等について評価を行います。この評価結果は、高知市総合計画第 1 次実施計画の検証や第 2 次実施計画策定の参考として活用するとともに、公表することにより行政としての説明責任を果していきます。

また市民満足度の高い行政サービスを提供していくために、高知市民意識調査の結果を評価に活用します。総合計画の各政策に対して、高知市民がどれくらい満足しているか、そして今後市政に何を望むかを把握・分析することによって、施策展開の改善につなげていきます。

加えて、引き続き事務事業評価を実施し、重点的な事務事業についての改善を継続的に行っていきます。

なお、行政評価制度は、その時代に適応した市政運営に寄与できるよう、随時見直しを行っていきます。

5. 行政評価の実施時期・対象

(1) 政策・施策評価

政策・施策評価は、総合計画の次期実施計画策定に合わせて実施することとします。

平成 25 年度は、2011 高知市総合計画第 2 次実施計画を策定することから、これまでの取組である第 1 次実施計画の政策（31 項目）及び連動する施策（96 項目）について評価を実施します。

(2) 事務事業評価

事務事業評価は、毎年度実施することとします。

評価対象となる事務事業は、翌年度以降継続して実施予定の事業や重点施策事業の中から選定することとします。

6. 行政評価の推進体制

(1) 1次評価（所管部局評価）

① 政策・施策評価

政策・施策の取組に直接関わる行政内部の職員による自己評価です。市民意識調査結果に基づく政策の分析を行ない、PDCAサイクルに基づいた施策の成果等の評価調書を作成します。施策の目的・取組内容を明らかにし、計画進捗度（市民満足度・重要性）、目標達成度、施策貢献度等の視点から評価を行います。

評価は施策所管課の所属長が行ないますが、施策が複数の所管課にまたがっている場合は、関係所管課で協議の上、施策を統括する所管課を決定し、施策統括所管課の所属長が関係所管課と十分協議し評価を行います。

施策を所管する部局の部局長は、所属長が行った評価を参考に、所属長と協議し今後の取組方針について評価を行います。

なお施策が複数の部局にまたがっている場合は、各部局の該当施策についてそれぞれの部局で評価を行います。

② 事務事業評価

事務事業を直接実施する部署の所属長及び部局長による評価です。

事業の目的・内容を明らかにし、可能な限り数量的に表せる成果指標を設定します。所属長は事業担当者と話し合い、事業実施について目標達成度や目的妥当性、有効性、効率性、公平性などの視点から評価を行います。評価終了後、所属長は部局長に結果報告を行います。

部局長は、各部署が行なった評価を参考に、所属長と協議し今後の事業のあり方について評価を行います。

また、同一部局内での評価内容や評価結果のバランス等を考慮し、必要な場合には、評価の結果について調整の指示を行ってください。

(2) 外部意見（外部委員への評価結果の報告）

行政内部の自己評価だけでは、評価の視点が偏ってしまったりする可能性があります。そこで、評価視点の多角化を図るため、1次評価の結果について外部の委員に報告し、意見を求めます。

(3) 議会意見（市議会への評価結果の報告）

評価視点の多角化を図るため、1次評価の結果について議会に報告し、意見を求めます。

(4) 2次評価（行政改革推進本部評価）

① 政策・施策評価

1次評価の結果、外部意見、議会意見をもとに、高知市行政改革推進本部会において、2次評価を行います。

② 事務事業評価

1次評価の結果について、高知市行政改革推進本部会に報告します。

(5) 評価結果の公表・活用

2次評価まで終了した評価結果は、市のホームページ等を通じて公開します。

政策・施策評価結果は、高知市総合計画第1次実施計画の検証や第2次実施計画策定の参考として活用します。

事務事業評価結果は、翌年度の予算編成の参考として活用するほか、見直しが必要とされた事業については、積極的に改善に努め、市民満足度の高い行政運営を目指します。

7. 今後に向けて

この行政評価推進方針は、現在実施している事務事業評価に加えて、平成25年度より新たな取組みを開始する政策・施策評価を含めた行政評価全体に関する仕組みを示しています。

行政評価を通じて高知市総合計画を着実に推進していくとともに、効率的で質の高い行政の実現を目指して今後も行政評価制度を逐次見直し、改善していきます。